

ルネサス

協議の扉を開かせた！

東京労働局に「助言・指導」を申請

ルネサス玉川事業所や武蔵事業所で働く5人は、4月1日からの会社分割・承継に関連する「協議」を会社に申し入れていました。

しかし、ルネサスは「（協議申し入れは）受領する必要がない」との回答文書を5人に送りつけて協議を拒否してきました。

5人は3月5日（木）、電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長らの支援を受けて、東京労働局に商法等改正法附則5条に基づく「労働者との協議」を求める「助言・指導」を申し出ました。

申出を受けた東京労働局は3月17日（火）、ルネサスの会社関係者を呼び、労働者との協議の実施状況に関する「事情聴取」を行ないました。

「協議すること」 東京労働局が文書助言

東京労働局長は3月23日（月）、「紛争当事者双方からの事情聴取により把握した事実関係によると、貴殿が、平成27年4月1日に実施される予定の会社分割に関し、申出人に対して行ったとする附則5条及び指針に基づく協議は、指針に照らして不十分と考えられるので、申出人と改めて協議すること」との文書助言（東労発総第281号26-522）を鶴丸哲哉ルネサス代表取締役社長に行いました。

ルネサス側は「27日まで回答は待ってほしい」と答えました。

労働契約に取り扱いに関する措置 附則第5条

この法律による改正後の商法及び有限会社法に基づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関しては、分割をする会社は、分割計画書又は分割契約書を本店に備え置くべき日までに、労働者と協議するものとする。

ルネサスは、1月28日の臨時取締役会で会社分割・子会社間の合併を決議。2月2日付けで、労働者に対して、4月1日に承継会社の社員になることを通知しました。しかし、附則5条では、分割・承継の決議をする前に、労働者に通知し、議決の2週間前（1月14日）までに会社と労働者間で協議をしなければならなかったのです。

国会でも取り上げられる

日本共産党の小池晃参議院議員は、3月26日（木）に開かれた参議院厚生労働委員会で、二人の女性労働者の高崎への配転強要問題と合わせて、分割・承継での労働者との協議に関する問題を取り上げました。

小池晃議員は、「労働者との協議」が実施されていない職場の状況を説明し、育児・介護休業法や労働契約承継法を守らないルネサスに対し、労働行政の指導を強めていくことを塩崎恭久厚生労働大臣に求めました。塩崎大臣は「真摯に対応する」と答弁しました。

ひとりでも入れる労働組合
電機・情報ユニオンに相談を

電機・情報ユニオン本部

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3 エムエフ新橋601

Tel&Fax 03-6450-1777

Email: denkiunion@gmail.com

URL (<http://www.denki-joho.jp/>)

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会 2015年4月 No.29

E-Mail: renesaskon@gmail.com

Web: <http://www.renesaskon.net/>

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目24-3

エムエフ新橋601号 電機労働者懇談会気付

TEL & FAX: 03-6450-1777

会社との協議が始まる

ルネサスは3月27日（金）、東京労働局長が発した「文書助言」に従い、申出している5人に対して「貴殿の申し出に対し、個別労使協議を実施することと致しました。代理人を選定する場合は、その旨ご連絡頂きたくお願いします」との連絡をしてきました。

そして、4月2日（木）、ルネサス側から8人と、5人の申出人とその代理人4人（米田徳治委員長、松尾文彦弁護士ら）が出席して附則5条に基づく協議が行われました。今後も、継続して協議することになりました。

今回の「労働者と協議すること」は、5人の申出人に限らず、分割・承継にかかわるすべての人に適用できますので、大いに活用していきましょう。

「会社の一方的な移籍（RSD、REG）には疑問がある」「移籍され、降格された」「RSDへの移籍は、不安だ」「REGへの転籍は望まない」「パソナテックに出向となっており出向を撤回させたい」などなど、疑問や不安、不満を持っている人はこそって、会社に「協議」を申し入れましょう。

協議の中で、自らの要求を伝え、疑問や不安なことを問い質すことができます。協議申し入れを行いたいが、一人ではできないと思われる方は、代理人を立てて行えます。「協議」に関して不明なことや疑問なことは、電機・情報ユニオンにお気軽にお尋ね・ご相談ください。

3月30日 経産省と厚労省に要請行動

ルネサスが強行している働く者の雇用と生活を破壊する大リストラに対して、怒りと批判の声が労働界に広がっています。

全労連、東京地評、電機・情報ユニオンの3団体は3月30日（月）、経済産業省と厚生労働省に電機リストラ問題での要請行動を行いました。

交渉では、ルネサス高崎と武蔵事業所、日立超LSIシステムズの労働者は「転籍強要、圧迫面談、追出し部屋、降格と減給」問題を具体的に告発して解決を迫りました。両省の担当者は「持ち帰って庁内で共有します」と回答し、調査を開始しました。

職場の中からも「これ以上のリストラは止めよ」「働く者を大切にせよ」「追い出し部屋は、即時撤廃せよ」などの声を高め、ルネサスをまともな会社に再生していきましょう。

分割会社は、会社分割の効力発生日以後に労働者が勤務することになる会社の概要や、当該労働者が分割される事業に主として従事するか、否かなどについて十分に説明を行い、本人の希望を聴取したうえで、労働契約の承継の有無、従事することが予定される業務の内容、就業場所などについて、協議しなければなりません。

協議は、労働契約承継法が定める通知をすべき日までに十分な協議ができるよう、時間的余裕をみて開始しなければなりません。



3月30日、厚生労働省との要請交渉

川崎合同法律事務所のルネサス法律相談

連絡先：電話044-211-0121 藤田 温久弁護士、川岸 卓哉弁護士
メール kawagishi@kawagou.org

相談は無料です。困ったら、一人で悩まずに、まずは相談を

